

「天下り・わたり」問題で、 態度豹変の民主党！

「天下り・わたりの全面禁止」は、民主党マニフェストの超目玉であったはずですが、しかし、政権を獲得したいま、手のひらを返したように態度を豹変させ、現職の官僚が関与しない限り、OB等があっせんする「天下り・わたり」は許されるとしています。先の選挙での、あの騒ぎは一体何だったのでしょうか。昨日付の朝日新聞朝刊にも酷評される始末です。

「11/11 付の朝日新聞より抜粋」

「脱官僚」看板倒れ

「天下り」ぶれた定義

鳩山幹事長（当時）09年1/6 衆院代表質問

国民が最も怒っているのが官僚の天下りだ。なぜ官僚だけが特別に優遇され、天下りが確保されるのか。

細野政調副会長（当時）09年2/6 衆院予算委員会

あっせんはしないが渡りのルートとなって渡っていける先というのは嘗々と残るんですよ。それを政府として認めるんですか。

長妻政調会長代理（当時）09年2/4 衆院予算委員会

（役所から）あっせんを受ける、受けないにかかわらず問題だ。あっせんをしなければOKと発言されると、ずっと（天下りは）続く。

< 政権交代後 > 鳩山総理大臣 09年11/2 衆院予算委員会

（日本郵政社長人事は）決していわゆる天下りをあっせんしたということではない。

4日の予算委員会では、「日本郵政は全株を国が保有しており、国としては誰かを選任する必要がある。あっせんと選任はまるで違う。」とも述べています。（自民党調べ）

民主党の提出した正式な定義 （11/6 衆院議院運営委員会に提出）

「天下り」とは、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることをいう。

したがって、公務員が、法令に違反することなく、府省庁によるあっせんを受けずに、再就職先の地位や職務内容等に照らし適材適所の再就職をすることは、天下りに該当しない。

「わたり」とは、府省庁が退職後の職員を企業、団体等に再就職させることを複数繰り返すことをいう。